

# 古代東国における人面墨書土器に関する一試論

## — 千葉県市川市北下遺跡出土資料を得て —

高島英之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

### はじめに

1. 律令制下東国における人面墨書土器の祭祀の場における機能
2. 坂東地域集落遺跡出土人面墨書土器に描かれた「人面」の意味

### 3. 東国出土の仏面・仏像墨書・刻書資料

4. 北下遺跡出土資料からみた古代東国の人面墨書土器おわりに

## — 要旨 —

東日本の出土の古代の人面墨書土器について旧稿を発表して以来、すでにおよそ十数年が経過したが、この間、東日本地域においては千葉県市川市の下総国府周辺遺跡群北下遺跡から多量の人面墨書土器が出土し、国府域の境界祭祀として執り行われた祓に関わる祭祀場の遺構であることが判明した。

中央政府の出先機関である国府における境界祭祀の祓では、都城における祓が、そのままの形で導入されたと考えても全くおかしくはない状況であるにも関わらず、都城の祓では全く使用されることがない仏面や仏像が描かれたものや、都城における人面墨書土器では全く使われることない杯型の土器が使用されたものを多く含んでおり、その様相は、東国地域における集落遺跡から出土する人面墨書土器に近似し、都城における人面墨書土器祭祀とは全く異なる状況が看取される。

北下遺跡出土人面墨書土器については、すでに山路直充氏が詳細に検討を加えられ、それら資料群の有する歴史的な意義や位置づけに関して、極めて妥当な見解を発表しておられるところである。小稿では、屋上屋を架すことを怖れ乍らも、私なりに、当該遺跡における人面墨書土器について改めて検討した上で、中央政府の出先機関である国府における祭祀すら、都城におけるそれとは異っていることの背景について考察し、その歴史的特質の一端を解明した。

### キーワード

- 対象時代 古代  
対象地域 千葉県市川市下総  
国府関連遺跡群  
研究対象 人面墨書土器

## はじめに

古代宮都、官衙、集落などの遺跡から出土する人面墨書土器は、人面を描いている点が非常に目を引くことや、祭祀の場で使用されたことが端的に理解できる極めて特徴的な遺物である。ただ、土器に描かれた面相の典拠や、それらの用途・機能・使用法等について具体的に示す史料は皆無であり、これまでも専論研究が少なくないにも関わらず、未だに定見をみていないというのが実情であろう。

辟邪のために鬼神のような「胡人」の恐ろしげな顔を描き、中に息を吹き込んで水に流したものとする説(水野1978・1982・1985)、描かれた顔は「疫神」であり、身中の邪氣罪障を気息とともに封じ込め祓去ろうとしたものとみる説(金子2014)、この両説は、ともに人面墨書土器を個人の祓具と解する点では共通している。現在のところ、宮都出土の人面墨書土器は、宮都への疫病侵入を未然に防止するために疫神を饗応する国家的祭祀に使用されたとみる説(巽1993・1996)が、最も有力視されている。また、坂東の奈良・平安時代集落遺跡から出土した人面墨書土器については、それらに記された「国玉神」、「国神」、「罪司」、「罪ム」、「召代」、「形(方)代」、「身代」、「命替」などの語に着目して、中国の冥道信仰の影響による延命祈願によるものとみる説(平川2000)が有力である。坂東の奈良・平安時代集落遺跡出土の人面墨書土器には、宮都出土の人面墨書土器とは異なって、人面のみならず文字が伴っているものが多く、宮都を中心とする畿内地域の人面墨書土器とは明らかに異なる発展過程を遂げており、用途・機能・使用法についても異質と考えられる。

私は、旧稿で述べた通り、現在でもなお、坂東地方出土の人面墨書土器の中には、人面とともに記載された文字の記載内容からみて、「依代」として神靈に供献されたものがあり、土器の供献に際しては、必ずしも土器の内容物としての供物の存在を想定する必要はなく、むしろ空の土器のみが供献されたとみることも可能であり、從来、宮都・官衙遺跡出土の資料で言われてきたような国家的祭祀あるいは祓い、もしくは疫神の饗応という機能のみでは説明できない。坂東の集落遺跡出土の人面墨書土器に描かれた顔は、依代(招代、召代)として自らの身体を供献する代わりに土器を供献した祭祀の主体者が、神と交感した自らの顔を描いたものと考えている。

かつて私は、東日本の地方官衙及び集落遺跡出土の人面墨書土器に関する論考を発表してきた<sup>(1)</sup>。それからすでにおよそ十数年が経過したが、この間、東日本地域においては、千葉県市川市の下総国府周辺遺跡群北下遺跡から26点の人面墨書土器が出土し、国府域の境界祭祀として執り行われた祓に関わる祭祀場の遺構であることが判明した(千葉県教育振興財團文化財センター編2011・2014・2017、図1)。中央政府の出先機関である

国府における境界祭祀の祓では、宮都における祓が、そのままの形で導入されたと考えても自然な状況であるにも関わらず、この北下遺跡から出土した人面墨書土器には、宮都出土の人面墨書土器には全く見られない仏面や仏像が描かれたものや、杯型の土器を用いるものが多く含まれており、その様相は、坂東地域における集落遺跡出土の人面墨書土器に近似しており、人面墨書土器と言う祭具の状況から見れば、宮都とはやや異なる様相を呈していたことが明らかになった。

これら北下遺跡出土の人面墨書土器については、すでに山路直充氏が詳細に検討をおこなわれ、それら資料群の歴史的な意義や位置づけについて極めて妥当かつ適切な見解を発表しておられるところであり(山路2020a・b)、何も、私がここで屋上屋を架す必要などないかもしれない。しかしながら、東日本、とりわけ坂東地方においては、人面墨書土器の出土は、これまで、集落遺跡からの出土、とりわけ堅穴建物からの出土が多かったわけであるが、北下遺跡は、国府における祭祀に関わるもので、条坊道路側溝や河川からの出土事例が殆どである宮都における人面墨書土器と同様、河川からの出土事例である。国府周辺地域における祭祀に関わる人面墨書土器が出土した事例としては、約160点の人面墨書土器が出土している陸奥国府多賀城周辺都市遺跡である市川橋遺跡・山王遺跡(共に宮城県多賀城市)における出土数には及ばないものの、全国的にも稀有な事例であり、宮都における出土事例とは異なる特徴を有する資料が多く含まれていることについては注目に値する。

小稿では、屋上屋を架す怖れを抱きつつも、私なりに、当該遺跡における人面墨書土器について改めて検討した上で、中央政府の出先機関である国府における祭祀すら、都城におけるそれとは異なることの背景について考察し、その歴史的特質の一端を解明するとともに、器物に仏面・仏像・人面が描かれた意味について考え、そこから伺うことができる古代東国社会における信仰形態の様相とその背景について考えてみたい。

## 1. 律令制下東国における人面墨書土器の祭祀の場における機能

前述した通り、坂東出土の古代の人面墨書土器について、何度か機会を得て論じてきたところであるが、行論の基礎となる部分であるので、改めて私見を簡単に整理しておきたい。

坂東出土の古代人面墨書土器は、管見の限り、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県などから、今までのところ82例の出土が知られている。

なお、全国的に見るならば、前述の関東1都4県に、古代宮都の所在地である大阪、京都、奈良の2府1県を加え、さらに岩手、秋田、宮城、福島、新潟、富山、石

川、福井、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、岡山、山口、徳島、福岡、佐賀、熊本、鹿児島の各県、計28都道府県から出土している。

地方の遺跡から出土した古代の人面墨書き土器は、宮都や地方官衙遺跡出土の人面墨書き土器と同じく甕型の土器を使用する例も見られるものの、杯・皿形のものが約半数を占めている点や、宮都における人面墨書き土器のような人面墨書き専用の壺型土器を使用している例は皆無であること、また、いずれも日常食器に人面を描いている点や、早くも8世紀代のものがみられる反面、圧倒的に9世紀代のものが多い等の諸点は、宮都の人面墨書き土器の状況とは全く異なる傾向と言える。

平川南氏は、特に下総国武射郡・印旛郡における古代集落遺跡である千葉県芝山町小原子庄作遺跡竪穴建物出土の土師器杯型人面墨書き土器(9C前半)に「丈部真次召代国神奉」・土師器杯型人面墨書き土器(9C前半)に「国玉神奉」(小原子遺跡調査会編1990)、八千代市萱田権現後遺跡189号竪穴建物跡出土土師器杯型人面墨書き土器(9C前半)に「村上郷丈部国依甘魚」((財)千葉県文化財センター編1984)、八千代市萱田白幡前遺跡258竪穴建物跡出土土師器杯型人面墨書き土器(8C後半)に「丈部人足召代」(千葉県文化財センター編1991)、八千代市保品上谷遺跡15-6竪穴建物跡出土土師器杯型人面墨書き土器(9世紀前半)に「[ ]廣友進召代 弘仁十二年十二月」(八千代市教育委員会編1998)などと見えることから、それらの人面墨書き土器が国神に対して「招代(おぎしろ)=依り代(神靈の依り憑く物)として奉獻されたもので、人面墨書き土器を招代として国神を招き、そこに供物を盛って、神を饗應したものと考えられた(平川2000)。

その後、平川氏は、これらの人面墨書き土器とほぼ同時代の仏教説話集である『日本靈異記』に、冥界に召された人々が生前に積んだ功徳や善行、あるいは冥府の使いに賄したり饗應することによって寿命を延ばされたり、地獄へ連行されることを免れたりするという説話が頻出することや、千葉県富里町久野高野遺跡出土の墨書き土器に「罪司」という人の罪を裁きその死期を決める冥界の裁判官を意味する文言が記されていることなどを関連付けて、これらの土器に記された「召代」という文言を「招代(おぎしろ)」と解釈する考え方を改められた。すなわち、土器に記されている「召代」という文言を「召さるる代わりに」と読み、冥界に召されるのを免れんがために冥府の神靈に土器に盛った供物で饗應・賄したものとの考えを提示され、これらの文言が記された墨書き土器・人面墨書き土器は、古代の民衆たちによる冥道信仰に基づいた延命祭祀に際して使用されたものと考えておられるのである(平川2000、神奈川地域史研究会編2005)。最近では、墨書き土器の機能や用途、記された文字の意味に関して精力的に発言を続けておられる三上喜孝氏も、この平川氏

の見解には積極的に賛意を示されている(三上2013)。

しかしながら平川氏が仰るように、墨書き土器に記された「召代」という文言を「召さるる代わりに」と読むには、本来「被召代」と記されなければならないはずであり、また、氏が強調される延命祭祀・冥道信仰に関して言えば、古代の墨書き土器に記された文言には、そうしたことに関連する文言や字句はこれまでのところ一切認められない。

このような「某人召(形・方・身)代(替)奉(進)上」と記された人面墨書き土器は、上記のような下総国における事例以外にも、陸奥国府多賀城郭外都市遺跡である山王遺跡(宮城県多賀城市)から検出された河川出土の9世紀前半の土師器杯に「室子女代千相収」と、また同じく9世紀前半の須恵器杯に「丈部弟虫女代千収相」と記されたものや(宮城県教育委員会編1996)、陸奥国磐城郡家閨連荒田目条里遺跡(福島県いわき市)から検出された溝から出土した8世紀後半の土師器杯の体部に「磐城郡磐城郷丈部手子麻呂召代」と記されたもの(いわき市教育委員会編2001)、あるいは、伊豆国田方郡家閨連箱根田遺跡(静岡県三島市)から検出された河川から出土した9世紀前半の土師器甕の体部に「刀自女□代」・「新刀自女身代」と記されたもの(三島市教育委員会編2003、鈴木2004)、さらには、遠江国敷智郡家閨連伊場遺跡(静岡県浜松市)から検出された大溝出土の9世紀前半の土師器杯の底部内面に「海マ屎子女形□」と記されたもの(浜松市教育委員会編2008)など、各地の官衙閨連遺跡からの出土例が相次いで報じられるようになり、地域的にも広範囲に分布していることが判明してきた。

また、人面墨書き土器に限らず、前掲の荒田目条里遺跡からは「多臣永野麻呂身代」と(いわき市教育委員会編2001)、また、千葉県八千代市北海道遺跡からは「丈部乙刀自女形代」と(千葉県文化財センター編1985)、千葉県印西市鳴神山遺跡からは「丈部山城方代奉」・「同□□丈部刀自女召代進上」と(千葉県文化財センター編1999)、千葉県八千代市上谷遺跡からは「丈部真里刀女身召代二月十五日」、「丈部稻依身召代 二月十五日」、「丈部□身召代 二月 西」、「承和二年十八日進 野家立馬子

召代進」(八千代市教育委員会編1998・2001・2002)などと、「某人召(形・方・身)代(替)奉(進)上」の書式によって記された、人面を伴わない墨書き土器が出土している。これらの墨書き土器は、人面の有無にかかわらず、いずれにしても疫神や祟り神・冥界の使いの鬼までも含めた意味における「神仏」を祀る際に、神靈の代わりに据えた「形(方)代(かたしろ)・召(招)代(おぎしろ)・身代(みのしろ)=依代(よりしろ)」である土器を「自分自身の身体や命を依代として捧げる代(替)わりに」捧げたものと解釈できるのであり、人面墨書き土器であるなしに関わらず、祭祀の主体者が、神靈の依代として土器を供献し、そこに神

靈をおろして祭祀を行ったことを示していると言うことが出来る。

これらの「某人召(形・方・身)代(替)奉(進)上」と記された墨書き土器を考える上で、さらに参考となるのが、山形県飽海郡平田町山谷山海窯跡から検出された土坑から出土した須恵器杯型の人面墨書き土器である。この資料には、体部外面に倒位で人面が2箇所に、また同じく体部外面に「器」という文字が2箇所、底部外面に「代」という文字が2箇所記されている(山形県埋蔵文化財センター編1992)。人面および各文字はそれぞれが離れて記されてはいるものの、人面と「器」、「代」という文字がそれぞれ2箇所ずつ記されており、人面と文字とはそれぞれ対応しているものと考えられる。文字の読み方は「器代」あるいは「代器」いずれにしても「依代である(としての)器」であることを意味するものと考えられる。土器が依代であることを如実に示す記載内容とみることが出来るのではないだろうか。

また、茨城県取手市甚五郎座木遺跡から検出された3号竪穴建物からは、底部外面に正位で「袋」と記された墨書き土器が2点出土しているが(取手市埋蔵文化財センター編2020)、萩原恭一氏が「依代」の組み合わせ文字ではないかとの釈読案をお持ちであることを、糸川道行氏からご教示いただいた。当該土器の図版を見る限り、私にも、「依代」の2文字の組み合わせ文字と読める<sup>(2)</sup>。

器自体に神がいますことは、『日本書紀』崇神10年条に見える三輪山のオオモノヌシノカミが小蛇に姿を変えて妻のヤマトトヒメノミコトの箸箱の中に姿を隠していたという記述や<sup>(3)</sup>、『常陸國風土記』那賀郡茨城里条に、神の子の「小蛇」を土器に入れて安置するという伝承<sup>(4)</sup>等によっても明確であろう。なお、後者の説話では、供献した器がまず杯であり、次いで瓶であったという点も注目に値しよう。集落遺跡から出土する祭祀関連墨書き土器の9割以上が杯型の土器であり、甕型のものがそれに次ぐという出土状況は、こうしたほぼ同時代の説話に見える祭祀の具体像と合致している。特に一般的な墨書き土器は、その大多数が杯型土器であることや、東国の中落遺跡出土の人面墨書き土器には杯型のものが多く見られると言う点も、依代という機能から説明できる。東国の中落遺跡出土の人面墨書き土器に杯型のものが多く見られるのは、東国の中落遺跡に特に顕著な、文字のみ記された墨書き土器の影響によるとも考えられる(高島2000)。

土器を含む容器が神の依代として使用されたことを端的に示す史料は他にもいくつか存在している。

そのうちの顕著な事例を紹介すると、まず、岡田精司氏が紹介されているように(岡田1992)、中世の史料ではあるが、『類聚神祇本源』(元応2年(1320))には、伊勢神宮の外宮別宮の土宮の神体に関して、神体が「宝瓶」あるいは「瑠璃壺一口」であるという記述が存在するが、

おそらく依代として供献された「瑠璃壺」に、神が宿したことによって、依代から神体そのものに転化したものと言えるだろう。壺そのものが神体としてまつられているケースと言える。なお、この史料の中で、神が依ります鏡を「鏡坐」、石を「石坐」と称するのと同じニュアンスで、神が依ります器のことを「瓶坐」(みかくら)・「壺坐」(つぼくら)と称されているところも注目できよう。それらが磐座=「石坐」(いわくら)と同様じく「坐」(くら)と称されていること自体、依代であることを端的に示している。

土師器甕形人面墨書き土器と共に斎串・人形・馬形・刀形などの木製形代類が祭祀遺構からまとまって出土し、出羽国府城輪柵に関わる祭祀一括資料として名高い山形県飽海郡八幡町岡島の俵田遺跡出土の土師器甕形人面墨書き土器には、体部外面に「磯鬼坐」という文言が正位で記されている(山形県埋蔵文化財センター 1984)。ここに記された「磯鬼」の実態については不明であるが、祭祀・呪術に際して鬼神を神降ろしたときの「坐」、すなわち依代と解釈することが可能であり、土器である甕が形代であることを示す資料の一つと位置づけることが出来よう。

また、中世の文献ではあるが、『類聚神祇根源』に引用する『丹後國風土記』逸文には、「酒造天之瓶」が大神愛用の醸造の「靈器」であるとの記述が見え、これが、大神が籠もる「靈器」であると解釈して良いとすれば(関2004)、ここに見える「酒造天之瓶」は、大神の依代と解釈出来ることになる。また、いずれにしても「靈器」として「瓶」が、「敬拝して祭る」対象となっているわけであり、この点においても、器そのものが、祭祀・信仰の対象とされたことを明白に物語る例の一つとして、墨書き土器あるいは祭祀関連土器の機能を考える上で重要な示唆を与えるものと言えるだろう。

さらにはいわゆる『神道五部書』(建保2(1214)~永仁3年(1295)成立)の一つである『豊受皇太神御鎮座本紀』には、

(前略)天平壺を造り、諸神を敬い祭るは、宮別に八十口。柱の下、並びに諸木の本に置く。(中略)諸神を納め受ける寶器なり。

と、「天平壺」が「諸神を納め受ける寶器」であることが明白に述べられている(関2004)。なお、「天平壺」に関しては、『古事記』、『日本書紀』神武即位前紀、『住吉大社神代記』中の「天平壺を奉る本記」などに見えるところである<sup>(5)</sup>。「諸神を納め受ける」とは、まさしく天平壺を依代として神を降ろすことに他ならない。

『播磨國風土記』託賀郡条には、

(前略)昔、丹波と播磨と国を堺ひし時、大甕を此の上に堀り埋めて、國の境となしき、故に甕坂といふ。

(後略)

と、境界祭祀として甕が埋納されていることが見て取れる。また万葉集には、神籬を立てて、斎瓶を堀り据えて神に祈ると言う記述がしばしば見られる。これらの史料に見える記述は、神の依代としての土器の使用法を明確に物語る。

先に紹介したように、平川南氏は、集落遺跡出土の墨書土器に杯型の土器が多いという点を神靈への饗応という点から説明された(平川2000)。確かに、千葉県芝山町庄作遺跡出土人面墨書土器には「丈部国依甘魚」と記されており<sup>(6)</sup>、「甘魚」とは「甘菜」、すなわち「御馳走」の意と解釈出来るので、土器に供物を盛って國神を饗応したというような使用法が存在したであろうことも勿論考えるべきであろう<sup>(7)</sup>。しかしながら、饗応という目的のみにとどまらず、杯型土器自体が依代と考えられるわけだから、供献されたのが空のまま土器であった可能性も成り立ちは得のではないだろうか(高島2000)。

このように、土器は供物を盛って神靈に供え、神靈を饗応するという意味を有するにとどまらず、食物供獻という目的から発展し、祭具として、ある時は依代として、さらには神体としての機能まで付加されることさえあつたのである。

荒井秀規氏は、中空度の高い甕・壺類であれば依代としての機能も考えられるが、杯型土器は本質的に食物を盛る器であり、依代という機能よりむしろ供獻機能を重視すべきであるとの見解を示しておられる(荒井2004)。しかしながら、上述した『常陸國風土記』那賀郡茨城里条の神の子の小蛇を杯に安置したとする説話にも見える通り、杯型の土器にも依代としての機能は存在するケースはあったものと私は考える。

また須田勉氏は、杯型墨書土器の使用法について、悔過法会に際して行われた神降ろしの儀式の際に神仏の前に奉納されるものであり、杯は容量が少ないとから、供物などとは別に空のままで供えられた可能性が高いとする見解を発表しておられる(須田2005)。ただ、それらの機能については、「(前略)だからといって、神が杯を依代として降臨するのではない。神降ろしは正堂全体におよぶのであって、杯はむしろ、祈願した事柄に対し、仏・菩薩の加護や神靈が宿る場なのである。この段階で、杯は淨器に転化する。悔過法会を終えたのち、仏・菩薩や神の靈力で満ち満ちた杯を持ち帰って、自宅や宅地内に祭るのであろう。(後略)」と具体的に想定しておられる。

「神降ろしが正堂全体におよぶ」としておられる点は、まさに神々の住居建造物である「屋」の「形代」、すなわち「屋代」(やしろ)=「社」の有する機能とも解することが出来るが、「社」の建物は、あくまでも神本体の分身としての神靈を宿す神体を収める場、神々が住まう「屋形代」なのであり、神靈が宿るのは本来、鏡などの神体であつて、「社」の建物そのものに神が宿るわけではない。仮に、

須田氏が言われるよう、杯型土器そのものが神を降ろす場ではないとすれば、神木や神鏡・磐坐などのような神を降ろす依代が別に存在しなければならないはずであり、また、降ろされた神の分靈は、祭儀・法会の終了後はふたたび本来、神々が居ます場所に帰されなければならない。

また、須田氏は、法会に供えられた杯に辟邪・護符的な靈力が宿することを想定しておられるが、仮に、須田氏が言われるよう、杯型土器は、直接、神を降ろす物ではないと考えるとしても、神仏の靈威によって靈力が宿るものとは、それ、即ち、「依代」と呼ぶに然るべきものに他ならないと言えるのではないだろうか。

須田氏の説、ことに、法会によって神仏の靈力が分かれ備えられた杯を共同体の成員がそれぞれに持ち帰って自宅に祀ることを想定された点は、非常に魅力的な仮説ではある。しかしながら、典拠及び傍証となるような史・資料が皆無であるところに、疑問が残らないではない。

なお、かつて、私は旧稿において、宮都において全く出土したことがない杯型土器を用いた人面墨書土器や文字や文言が伴った人面墨書土器が多賀城郭外都市遺跡である市川橋遺跡において出土し、それらの中に坂東地域の事例に先行する時期である8世紀後半代のものが含まれていたことから、坂東地域の集落遺跡から多く出土する9世紀の杯型人面墨書土器や文字・文言を伴う人面墨書土器は、東北地方における拠点的大規模官衙である多賀城郭外都市において発生し、律令国家による対蝦夷政策の中で、兵士として、あるいは移配された居住民として東北地方に赴かれた坂東の民と、内国に移配された俘囚たちとの交流の中で関東地方に齋されたものとする仮説を提示した(高島2006、初出2004)。

この点については、柳澤和明氏から、多賀城郭外都市遺跡出土の人面墨書土器の主体は9世紀前半頃のものが主体であり、関東地方集落遺跡出土人面墨書土器の初源を多賀城郭外都市遺跡に求めることは出来ないとする批判を受けた(柳澤2011)。

柳澤氏は、「國府多賀城での人面墨書土器祭祀は、都城(長岡京)での国家的な人面墨書土器祭祀と坂東での民間的な人面墨書土器祭祀の影響を受けて成立したとみたほうがよい。都城での人面墨書土器を器形や人面の数や特徴など一部模倣した上で、人名を加えた人面墨書土師器坏、各種の全身人形戯画、仏画など坂東諸国で流行した民間の村落祭祀を取り入れて融合させ、地方化したものと言えよう。」と、多賀城郭外都市遺跡出土の人面墨書土器と関東地方集落遺跡出土墨書土器との関係性を明確に示された。

この、私見に対する柳澤氏の批判に接した当時は、市川橋遺跡から8世紀後半代に遡る人面墨書土器が15点出土していることを踏まえて、柳澤氏の『八世紀段階にま

で遡る資料も少なからず出土している』と(高島が)、指摘されるような状況ではない。」という点に関する氏の批判はなお当たらないものと、不遜にも考えていたのであったが、近年、下総国府関連北下遺跡から、8世紀中葉末～後半頃の杯型土器を使用した人面墨書土器が出土したことから、杯型の人面墨書土器は、すでに8世紀段階から坂東地域において存在していたことが明らかになったことで、坂東地域の集落遺跡から9世紀以降に多く出土する杯型土器を使用した人面墨書土器の初源を多賀城郭外の都市遺跡に求める仮説は成り立たなくなつた。よって、坂東地域の集落遺跡出土の杯型、あるいは文字・文言を伴う人面墨書土器の初源を多賀城郭外都市と考える旧説は撤回する。

いずれにしても、このように、土器、とくに杯型土器に関しては、それを依代と解釈する考え方には異論も少なくないこともまた事実であるが、私は上記で検証してきたように、坂東地域の集落遺跡から出土する人面墨書土器・墨書土器の多くは、村落における祭祀・儀礼の行為に際して神(仏)の依代として、あるいは供物を捧げる器として供献されたものとみて良いと考える。

以下ではこの点を前提にしてさらに論を進めていくことにする。

## 2. 坂東地域集落遺跡出土人面墨書土器に描かれた「人面」の意味

人面墨書土器に描かれた「人面」については、先述したように、「胡人」とみる説や(水野1978・1982・1985)、「疫神」とみる説(金子2014)などの他、「飢鬼」(田中1973)、「土器に安置された神の顔」(関2001・2004)、「鬼神に対して見せるもの」(鐘江2002)などの解釈がこれまで出されてきた。

坂東地域の集落遺跡出土の人面墨書土器に描かれている「人面」の意味するところについて、はじめて積極的に発言されたのは先述したように平川南氏であった(平川2000)。平川氏は、描かれた「人面」が多種多様であり、異様な「人面」もあることからすれば、胡人や疫病神を書き出したものとはみなしがたく、「人面」の実態は、描く側に様々な形を描きうる実像のないものとされ、「国玉神奉」などの文字が伴うところからみて、「国神」自身の顔と考えられると結論づけられた(平川2000)。しかしながら、わが国古代の神観念として、神の姿形を描くという思想は存在しなかったのではなかろうか。

先に掲げた『日本書紀』崇神10年条や『常陸國風土記』那賀郡茨城里条にとどまらず、記紀神話などに多く見られるように、神はそのものの姿を現すことはなく、実在の人物や動物の姿に仮託して顕現したり、あるいは人や、磐座や神木などの物を依代として降りてくるものであり、元来がオリジナルな姿形を持たないものである。そ

のように考えるならば、関東地方の集落遺跡出土の人面墨書土器に描かれた人面を、国神の姿そのものを描いたとする平川氏の仮説には従い難いのである。

これらの土器は、下総国武射郡・印旛郡における古代集落遺跡である千葉県芝山町小原子庄作遺跡25号竪穴建物跡出土の土師器杯型人面墨書土器(9C前半)に「丈部真次召代国神奉」、同じ遺跡・遺構から出土した同じく土師器杯型人面墨書土器(9C前半)に「国玉神奉」(小原子遺跡調査会編1990)、八千代市萱田権現後遺跡189号竪穴建物跡出土土師器杯型人面墨書土器(9C前半)に「村上郷丈部国依甘魚」(千葉県文化財センター編1984)、八千代市萱田白幡前遺跡258号竪穴建物跡出土土師器杯型人面墨書土器(8C後半)に「丈部人足召代」((財)千葉県文化財センター編1991)、八千代市保品上谷遺跡15-6号竪穴建物跡出土土師器杯型人面墨書土器(9世紀前半)に「[ ]廣友進召代 弘仁十二年十二月」(八千代市教育委員会編1998)などと見えるように、某人が「形代」「召代」として人面墨書土器を神靈に供献したものである。あくまでも土器自体は依代なのである。

人面墨書土器に描かれた面相を解釈するについて参考となるのは、先述の静岡県浜松市伊場遺跡大溝出土の9世紀の杯型人面墨書土器である(浜松市教育委員会編2008)。ここには人物の上半身像とともに「海マ尿子女形□」と記され、この土器が「海マ尿子女」なる女性の形代であったことが如実に判明する。人面墨書土器の圧倒的大多数が、宮都・官衙遺跡出土のものであると集落遺跡出土のものであるとを問わず、髭面で険しい顔つきをしており、描かれた人面は多種多様であるとする平川氏の指摘が一方であるものの(平川2000)、全般的に見てやや画一的とも取れるのに対し、これは髭もなく、顔つきが優しげである。この土器は、水野正好氏も指摘しておられるように女性の顔であり(水野1982)、おそらくは「海マ尿子女」自身の顔と考えられる。

なお、この点に関して、一般的な人面墨書土器に特徴的な濃い髭や険しい表情が無く優しげな面相であるからこれを祭祀の当事者である女性本人の面とみるのはあまりにも印象論的な非学問的態度であり、髭面で険しい表情の例を「荒魂」を表現したもの、この資料のように優しげな表情の例を「和魂」を表現したものと解釈すべきであるとする関和彦氏の批判がある(関2004)。

しかしながら関氏のように考えるとすると、突き詰めれば土器に描かれた面相は結局「神」の顔を描いたということになるわけであるが、私が繰り返し述べるように、わが国固有の神祇はオリジナルな姿形を持たずに入や動物の姿に仮託してはじめて顕現するものであるから、関氏が言われるようそれらの面相が仮に「荒魂」「和魂」を表現したものであるにせよ、その基になっているのは、あくまでも神々固有の面相ではなく、それが依り憑いた

人物の顔とみるべきではないだろうか。

この資料1つからみても、坂東地域の集落遺跡出土の人面墨書き土器に描かれた顔を「胡人」とも「疫神」とも「国神」とも結論づけることは出来ない。少なくとも「召代」と記された資料については、この伊場遺跡出土人面墨書き土器同様に、祭祀の主体者が自らの顔を描いたものと考えられる(高島2000・2006)。

さらに有力な傍証資料として、奈良県橿原市藤原京右京九条四坊西四坊坊間路東側溝から出土した呪符木簡がある(露口・橋本1994)。この呪符木簡の裏面には、2人の人物像が描かれ、その右下には、それぞれの名前や生年、婢であることなどが注記されている。これは実際の人物を水防祈願の呪物(人柱)とする代わりに、ここにその人柱となるべき婢二人の画像を描いて代用したものと考えられる<sup>(8)</sup>。ここに記された婢が、実在の婢であるのか否かは問題ではあるまい。仮に人柱の代わりに呪符木簡上で差し出されるのが架空の婢であったとしても、要は人間の形代として差し出される画像や人形が存在することに意義があったものと考えられる。また、ここで差し出される画像=形代が「婢」であることは、神への生贊という意味もさることながら、さらには供献される「財物」としての意味合いが高かった可能性もあるう。

いずれにせよ、この資料によって、わが国の古代には、実際に人間そのものを神への生贊として犠牲にする代わりとして、生贊となるべき人の画像を描いたものを神に供献するという祭祀行為が行われていたことが知られるのである。

これらの点から考えるならば、すでに私が度々述べて来たように、坂東地域の集落遺跡出土の人面墨書き土器に描かれた顔は、「形(方・召・身)代」として神を招き入れる器に、本来、形代(召代)となるべき自分自身の身代わりとして、自らの姿を描いて代用したものと解釈すべきではないだろうか。

なお、そこに描かれた顔は、単なる自らの顔ではなく、依代として神と交感した自分自身の顔、すなわち自分の身体に神が降りてきて、神と自分とが一体になった際の自分の顔なのであり、それは神でもあり、また人でもある姿を描いたものと解釈することが出来るだろう。

一見、画一的に描写とも見えなくもない、濃く長い髪、大きく見開いた目、太い眉、特徴的な大きな口や耳、恐ろしげな表情など、各個体に概して共通してみられる強烈な表情描写に、「神」と交感・合体し、人を超えた姿が表されていると解釈することが可能なのである。

陸奥国府多賀城郭外都市遺跡である市川橋遺跡から検出された旧河川から出土した須恵器杯型人面墨書き土器(8C後半)には、「部□益女」という女性名が記されているが(宮城県教育委員会編2001)、そこに描かれている人面は大きく見開いた目で怒りの表情を湛えているも

の、髪は表現されておらず、名を記された人物である女性の面相の表現とみることが出来、上記の静岡県浜松市伊場遺跡から検出された大溝出土の「海マ尿子女形□」と記された人面墨書き土器と同様、祭祀に関わった本人の顔を基に神と交感・合体した姿を表現したものと解釈することが可能である。しかしながら同じく多賀城郭外都市遺跡である山王遺跡から検出された旧河川から出土した須恵器杯型人面墨書き土器(9世紀前半)では、それぞれ記されているのは「室子女」、「丈マ弟虫女」という女性名であるにもかかわらず、描かれた人面は明らかに髪面で描かれており(宮城県教育委員会編1996、それぞれ全文は「室子女代千相収」、「丈マ弟虫女代千収相」、ともに人面は体部外面正位・文字は体部外面横位)、一見すると上記の例のように祭祀の主体者である人物の顔が基になっているとは考えにくいように思われるであろう。

しかしながら先述したように、表現されているのはあくまでも「神でもあり、また人でもある姿」と解釈するならば、「髪面」はまさに「神と交感・合体し、人を超えた姿」の表れの象徴とみることができ、仮に女性の顔が基になっていたとしても、髪面で表現される場合が存在することもあり得るのだと思われる<sup>(9)</sup>。

### 3. 東国出土の仏像・仏面墨書き土器

近年、東北地方や関東地方では、明らかに仏の顔を描いたとみられる土器が出土している(図2)。

8世紀後半の土師器甕の体部外面に大きく仏面が描画された千葉県佐倉市の八木山ノ田遺跡竪穴状遺構出土の資料は(印旛郡文化財センター編2000、図2-4)、その典型的な例である。

静岡県三島市の箱根田遺跡から検出された旧河川から出土した一連の人面墨書き土器群の中にも、鉢型の土器の体部に、明らかに仏面と考えられるものが5面に亘って描かれているものが含まれている(三島市教育委員会編2003、図2-5)。如来・菩薩像に特有な頭頂部の肉髻や首の三道の表現、眉間の白毫の表現などは見当たらないが、静謐さを湛えた独特の表情や、口縁部の外側に蓮弁状の模様が描かれていることからも、仏面と見て間違いない。

また、東京都府中市の武藏国府関連東京競馬場内遺跡から検出された旧河川から出土した人面墨書き土器は、描かれた「人面」の頭頂中央部が突起したような描画表現がなされ、如来の肉髻を表現したとみられることや、首の部分に如来像特有の三道の表現が見られることから、仏像を描いたものであることに相違ない(府中市教育委員会編2002、図2-10)。

東北地方で出土した資料としては、宮城県多賀城市市川橋遺跡から検出された旧河川から、須恵器杯体部外面に正面で光背を有する如来様の仏の姿が墨画されたもの

が出土している(多賀城市教育委員会編2004、図2-3)。また、同じく市川橋遺跡SD5055河川跡から出土した人面墨書土器の中には眉間に白毫様の表現がなされたものもある(宮城県教育委員会編2001、図2-2)。この資料などは、描かれた面相のみを見るならば、通有の人面墨書土器と何ら変わらない表現がなされていて、直ちに仏面と判断できるようなものではないものの、眉間に描かれた白毫様の表現から見るならば、仏面である可能性が否定できないだろう。

さらに、この市川橋遺跡から検出された旧河川からは、須恵器甕の体部外面に正位で4体の人物像が描かれた資料が出土している(多賀城市教育委員会編2003、図2-9)。稚拙なタッチではあるが、中国風の甲冑様のものを纏った様子で描かれており、想像を逞しくすれば四天王のような神将系の仏神を表現したものと考えられなくはない。

さらにもう一点、同一遺構からは、土師器甕体部外面に正位で、非常に簡略化された筆致で4体の人物像が描かれたものも出土している(多賀城市教育委員会編2003、図2-8)。恰も線画のような非常に簡略化された表現で、一見すると戯画のように見えなくもないものの、両手両腕を広げ、動きのある姿で描かれており、動作を伴った人物像として意識して描かれたものと想像出来る。仏像仏画類のなかでも静謐な姿で表現される仏菩薩に比して、守護神、特に武神系の天王・神将像はそれらの性格上、当然のことながら動きを伴ったダイナミックな表現が執られるケースが多いことから考えれば、この資料に描かれた4体の人物像も、あるいは同様に考えることができるかもしれない。共に4体の人物像が描かれていることの意味を考えれば、それらの人物像が四天王を表現したものである蓋然性は高いと言えるのではないだろうか。

さらに上記の仮説を敷衍するならば、市川橋遺跡の川底から採集された、土師器甕に4面の面相が描かれた人面墨書土器についても同様に解釈することも可能であろう。

律令国家が仏教による鎮護国家思想の根拠としたのが金光明最勝王經であったことから見ても、国家レベルにとどまらない古代社会における四天王信仰の浸透は容易に想像出来るところである。また、奈良時代以来、「金光明經」に基づく四天王による境界祭祀が存在していたことからも(近藤2008)、陸奥国府多賀城における境界祭祀の一翼と考えられる市川橋遺跡旧河川SX1600C及び砂押川川底から出土したこれらの人面・人物像墨書土器計3点は、仏像・仏面墨書土器の類例に加えることが可能であると考える。

さらに山王遺跡から検出された旧河川からは、土師器甕の体部外面に、「物部古口」という人名の記載と共に、立身の人物像が描かれたものが出土している。破片であ

り、全体像が明確になっていないので、不確実な部分があるのは否めないところであるが、両腕を広げた様子が描かれており、やはり動作を伴う人物像として、上記2点の類例に加えることが可能かもしれない。なお、柳澤和明氏は、本像を「半人半獸戯画」と解釈しておられる(柳澤2011)。

北陸地方では富山県射水郡大島町の北高木遺跡の遺構外からは、土師器甕形土器の体部外面の2箇所に人面が描かれ、その眉間に白毫が描かれたものが2点出土している(大島町教育委員会編1995、図2-6・7)。いずれの面相とも、濃い口髭が表現されているが、眉間に白毫が描かれており、天部を含めた上の仏像を表現したものと考えられる(大島町教育委員会編1995)。

通常、四天王像や神将系の天部像に白毫が表現される例はあまり聞かないが、人面ではなく、仏天の面相であることを示すために、敢えて白毫様の表現が為された可能性も考えられる。

さらに、同じく富山県の高岡市石名瀬A遺跡からも、小型甕及び広口鉢体部外面に3~4面の面相が描かれたものが出土しており、稚拙な表現ながらも頭頂部の肉髻や首の三道の表現が明確であり、如来形か菩薩形の仏面が描かれたものと見られる(高岡市教育委員会編2012、図2-11)。

このように、仏像・仏面墨書土器は、東北・関東地方に限らず、北陸地方にも存在している<sup>(10)</sup>。

仏像・仏面墨書土器の類例は、現時点における類例は必ずしも多くはないものの、以上のような類例から見れば、器物に仏像・仏面を描く行為が極めて特異な行為ではなかったことが想定できるようである。今後、東国出土の人面墨書土器に描かれた「人面」を考える上で、仏面という要素も検討事項の一つとして取り上げる必要があろう。

元来が実体を現すことのないわが国固有の神々と異なり、仏の姿は、わが国への渡来当初から仏像として伝來しており、言わば、当初から具体的な姿形を持って表現されているわけである。姿形を具体的に表現するならば、明らかにわが国固有の神々よりも仏の方が描かれやすい筈であり、その点から考えるならば、仏像・仏面墨書土器の存在をより広汎に想定することは比較的容易であろう。

千葉県佐倉市八木山ノ田遺跡出土の資料(印旛郡市文化財センター編2000)や、静岡県三島市箱根田遺跡出土の資料(三島市教育委員会編2003、鈴木2004)のように、明らかに仏菩薩の姿を描いたと考えられる資料は、それが仏の顔を描いたものとの判定が容易である。しかしながら、これまで典型的な人面墨書土器と言わされてきた、濃く長い髭、大きく見開いた目、太い眉、特徴的な大きな耳などの特徴を有する人面墨書土器についても、先

に、私は、それを「神と交感し、合体した姿」の現れと解釈したが、一方で、憤怒形をとる仏法守護神である明王部や四天王・十二神将に代表される武神系の天部の顔を描いたものとの解釈も成立する余地があるのではないだろうか。そのように想定することが可能であるならば、従来、疫神や胡人の顔を描いたとされてきた典型的な人面墨書土器の例の中にも、明王部や天王・神将などの天部など、仏法守護神系の、広義における「仏」の顔が描かれたものが存在する可能性も出て来よう。

特に、人面墨書土器に描かれた大きく見開いた目、切れ長の大きな目、長く大きい耳などの特徴的な面相表現は、即、仏像の面相にも共通する特徴でもあり、それらを根拠とすればいかようにも解釈可能な資料が存在していることもまた事実である。

それぞれの人面墨書土器に描かれた「人面」が、わが国固有の神と祭祀の主体者である自分とが交感した際の自分の顔であるのか、あるいは仏面であるのかと言う点を具体的に確定していくことは、描かれた顔の実態を示す文言でも併せて記されていない限り困難であろうが、個々の資料の出土状況や伴出遺物、出土した遺跡の総体的な解釈と併せて検討していく中で、手がかりが得られる可能性もある。いたずらに解釈を急ぐことを慎むことが肝要であり、現時点においては「人面」解釈の可能性を広範囲に想定しておくことの重要性を指摘しておきたい。

関和彦氏が引用された『播磨国風土記』揖保郡条の記載には、

(前略)神嶋 伊刀嶋の東なり。神嶋と称ふ所以は、此の嶋の西の邊に石神在す。形、佛の像に似たり。(後略)。

とあるように(関2004)、また、言うまでもなく9世紀初頭頃から盛んに造られはじめめる神像彫刻も仏像の影響を得て作成されるようになったわけであるから、仏面・神面・人面を描画表現の印象のみから区別することにも慎重であらねばならないことは言うまでもない。

しかしながら仏像であることを特徴的に印象づける白毫や、首筋の三道の表現、肉髻、手の印相の表現、蓮弁、供花などの表現は描かれた像や面相を解釈する上で重要な根拠となりうるものと考える。

そのような意味においては、現在のところ、厳密に仏像・仏像仮面墨書土器と断定できる資料は、これまで、宮都を中心に全国各地から膨大な量が出土している人面墨書土器資料の中では、まだ極めて僅少であり、特異な部類に入る。それら、現在まで出土している仏面・仏像墨書土器には、先に挙げた人面墨書土器のように「地名+人名+形(方・召・身)代+奉(進)上」などと、それらの用途を示すような文言も一切記されていないので、用途や機能・使用法についてはいざれにしても推測の域を

出ない。

ただ、関氏が引用された『播磨国風土記』揖保郡条神嶋項の記載にもみえるように、神の像も仏の姿に似せられているわけであるから、それら仏像・仏面墨書土器が使用される祭祀・信仰・儀礼の場において、それらが純然たる仏教法具として使用されたとは限らないであろう。あるいは仏面・仏像以外の、通有の人面墨書土器と同様に、神靈の形代・依代として使用された可能性すらも否定できないのではないか。古代の在地社会における神祇的祭祀と道教的呪術・祭祀と仏教的信仰との交錯・融合については、さまざまな祭祀・呪術・信仰に関わる墨書土器が組み合わさって複数出土していることや『日本靈異記』など説話集の記載をあげるまでもなく、多くの指摘が存在するところである(笹生2005、2012、帝京大学山梨文化財研究所編2003・2004等)。

なお、宮都からは、これまでのところ、明らかに仏菩薩の面相を描いたと見られる資料は出土していない。仏像・仏面墨書土器は、現在のところ、陸奥国府多賀城や下總國府、越中国府、越中国射水郡家等の周辺遺跡を含めた東北～関東・北陸地方出土の資料に限定されているようである。この点も、宮都で本来的に行われていた人面墨書土器祭祀から派生した、地方社会における祭祀形態の展開・変質の具体相の一例として位置付けることが可能であろう。

以上、見てきたように、東北～関東～北陸地方の集落、ないし官衙周辺遺跡出土の人面墨書土器は、宮都における人面墨書土器とは明らかに異なる展開と変質を遂げており、用途・機能・使用法についても宮都出土のそれらとはある程度異質であったものと考えられる。

私見によれば、東国の集落遺跡出土の人面墨書土器は依代として神靈に供献されたものである。供献に際しては、必ずしも器の中身として供物が伴うことを想定する必要はなく、むしろ空の土器のみが供献された場合も考えられるので、従来、一般的な人面墨書土器の用途・機能の解釈として言われてきたような「祓い」、あるいは「疫神への饗應」という機能のみでは一律には理解しがたい。また、人面墨書土器に描かれた顔は、依代として自らの身体を供献する代わりに土器を供献した祭祀の主体者が、神と交感した自らの顔を描いたものと解釈することができる。

しかしながらその一方で、従来、人面墨書土器として解釈されてきた資料の中には、相応に「仏面」が描かれたものが存在している可能性も考慮して、今後資料を検討していくべきであろう。

ただ、それら仏像・仏面墨書土器の用途や機能、使用法については、殊更に仏教信仰儀礼や法会との関わりを想定するのみにとどまらず、神祇的祭祀、道教的祭祀・呪術、仏教的信仰などがさまざまに影響し合って交錯し

融合した古代在地社会における多様な祭祀・信仰の実態を踏まえて、仏像・仏面以外の人面墨書き土器や、さらにはそれ以外の祭祀・信仰関係墨書き土器使用の場や方法と同様に、呪術・祭祀・信仰に関わる様々な儀礼の中での重層的かつ多様な使用法を想定しておくべきであると考える。

『日本靈異記』下巻の第29、「村童の戯れに木の仏像を剋み、愚かなる夫研ぎ破りて、以て現に悪死の報を得し縁」は、光仁朝すなわち8世紀末の出来事として、子どもが戯れに作った仏像を、惡意をもって壊した男が、その後罰に当たって命を失うことになったという因果応報譚であるが、文末に法華経を引用して、

(前略)法花経に説きたまへるが如し。「若し、童子戯れに木と筆と、或いは指の爪甲を以て、仏の像を書き作さむときは、皆仏道を成ぜむ。(後略)」と述べられている。

すなわち、この説話中に上記の法華経の文言が引用されているのは、たとえ子どもが戯れに作ったり描いたりしたような仏像・仏画であってさえ、仏の形を表現したものには仏の魂は宿るものであり、仏の姿を描いたり造ったりすることも則ち仏道に帰依する縁となるのだという意識が古代の人々の間に存在していたことを示している。仏像・仏面墨書き土器の作成・使用の背景には、一方でまた、当時の民衆層のこうした心性の存在を想定しておく必要があろう。

#### 4. 北下遺跡出土人面墨書き土器からみた古代東国の人面墨書き土器

##### (1) 北下遺跡

千葉県市川市北下遺跡は、2002～2014年、東京外郭環状道路の建設に先立って発掘調査された(千葉県教育振興財団文化財センター 2014)。

下総国分寺の伽藍中枢から東へ約150mに位置し、調査は、国分谷を臨む台地縁辺部から台地裾部の低地にかけて行われた。

台地縁辺部からは下総国分寺創建及び補修期の瓦窯、梵鐘鑄造構等の工房跡が、低地部からは国分川旧河道が検出され、墨書き土器、人面墨書き土器、斎串・人形・形代・白木弓などの木製祭祀具、皿・椀・箸・折敷・曲物・下駄などの木製品、栗の実・胡桃・桃の核などの植物遺存体、牛骨・馬骨などの動物遺存体などが出土し、下総国府の祭祀場と考えられている<sup>(11)</sup>。これらの人面墨書き土器については、すでに山路直充氏によって周到な考察がなされているので(山路2020a・b)、以下は、山路氏の考察に導かれつつ、行論したい。

まず、これらの遺物が出土した国分川が国府域の東辺に当たり、国分川旧河道から出土した人面墨書き土器、墨書き土器、木製祭祀具等を国府域の境界祭祀に関わる祓の

形代と見る点については、私も山路氏の見解に全面的に賛同するところである。また、宮都における人面墨書き土器祭祀と同様、国府域への疫神の侵入を防ぐための祭祀の際に用いられたという側面も当然であろう。

宮都における境界祭祀の祓具と遺物の組成がある程度共通していることや、中央政府の出先機関である国府には、宮都における人面墨書き土器祭祀がほぼストレートに移入されていて然るべきであるから、ある意味、当然のことと言えよう。

陸奥国府多賀城関連市川橋遺跡・山王遺跡(宮城県多賀城市)の旧河川・現河川・溝等出土人面墨書き土器・木製祭祀具(宮城県教育委員会編1996・2001、多賀城市教育委員会編2003・2004、柳澤2011)、上野国府関連元総社寺田遺跡(群馬県前橋市)旧河道出土墨書き土器・木製祭祀具等(群馬県埋蔵文化財調査事業団編1996)、相模国府関連四之宮遺跡群(神奈川県平塚市)堅穴建物出土人面墨書き土器(平塚市教育委員会編1992・1993、平塚市編2001、明石2005)、越中国府関連北高木遺跡(富山県大島町)溝出土人面墨書き土器・墨書き土器・木製祭祀具(大島町教育委員会編1995)、遠江国府関連御殿・二之宮遺跡(静岡県磐田市)溝出土人面墨書き土器(御殿・二之宮遺跡調査会編1995)、但馬国府関連遺跡群(兵庫県豊岡市)溝・旧河川等出土墨書き土器・木製祭祀具等(日高町教育委員会編2004他)、それぞれ国府域の端部・境界に当たると考えられる場所からの出土ゆえ、北下遺跡から出土した墨書き土器や人面墨書き土器及び木製祭祀具などと同様、国府域境界における祓の祭具ないしは疫神侵入防止のための祭祀の祭具であると考えらえる。このように、まだまだ類例は少ないながらも、北下遺跡を国府の境界における祓の祭祀が行われた場と見る上での傍証は存在している。

なお、北下遺跡を含む、上記の国府境界祭祀に関わるいずれの遺跡からも、宮都で多く出土する竈形代(ミニチュア竈)は全く出土しておらず、土馬の出土も殆ど見られない。ただし、木製馬形が出土した遺跡はいくつかある。

また、上野国府関連元総社寺田遺跡や但馬国府関連遺跡群からは、現在までのところ人面墨書き土器の出土はなく、先述したように、人面墨書き土器が出土している陸奥国府関連市川橋遺跡・山王遺跡、下総国府関連北下遺跡、武藏国府関連遺跡群、相模国府関連四之宮遺跡群、越中国府関連北高木遺跡、遠江国府関連御殿・二之宮遺跡等においても、宮都で使用されたような人面墨書き土器の使用はない。このように、国府周辺における境界祭祀であっても、必ずしも宮都の在り方をストレートにトレースしたものではないことは注目に値する。その点についても検討する必要があると言えるだろう。

##### (2) 北下遺跡出土の人面墨書き土器

北下遺跡から出土した人面墨書土器は計26点である。時期は8世紀中葉末から10世紀初頭にかけてのもので、8世紀末～9世紀中葉が主体である。この点も陸奥国府多賀城周辺部都市遺跡である市川橋遺跡・山王遺跡、相模國府関連四之宮遺跡群、越中國府関連北高木遺跡、遠江國府関連御殿・二之宮遺跡等出土人面墨書土器の年代観とほぼ合致しており、宮都とは数年～数十年のタイムラグを経て、人面墨書土器祭祀が国府でも行われるようになったと見られる。

最近、京都市中京区の小野宮邸跡から10世紀後半の人面墨書土器が出土したと報道された(産経新聞京都版(電子版) 2021年6月27日付記事)。人面墨書土器を使用する祭祀自体は、目的や方法を変えても、細々ながらも10世紀後半頃までは遺っていたようで、人面墨書土器の終焉の時期についても、宮都と北下遺跡では比較的近いものと考えられる。

北下遺跡から出土した人面墨書土器の器種は、いずれも土師器である。器形は、杯が23点、甕が3点で、殆どが杯型の土器である。甕・壺型の土器、とりわけ人面墨書専用の壺型土器を使用する宮都における人面墨書土器(上村1992・94)とは、明らかにまずこの点が大きく異なっている。

これまでのところ、宮都以外の地において、人面墨書専用土器が使用された事例は発見されていないので、汎用の杯・甕が使用されている点は、地方における出土事例としては全く奇異なことではない。

山路直充氏は、北下遺跡から出土した人面墨書土器の圧倒的多数を占める杯型の土器を、供膳具としてではなく、器形が類似する都城における人面墨書専用の壺型土器の「代用品」と捉えておられる(山路2020a・b)。しかしながら、都城の壺型人面墨書専用土器の器高が低くなり、東国の杯型土器に器形が類似してくるのは8世紀末に現れる壺Cからであり、北下遺跡からはすでに8世紀中葉末、多賀城郭外都市遺跡である市川橋遺跡・山王遺跡においても、すでに8世紀後半から杯型の人面墨書土器は出現しているので、都城の壺型人面墨書専用土器の代用品として東国では杯型の土器が使われたとする山路氏の所説には、俄かには従い難いと私は考える。

杯型と皿型、あるいは甕型と壺型など、「人面」が描かれた土器の器型の相違が有する意味については、神・仏を降ろして安置する「依代」としての機能を前提にする限り、器形によるところの本質的差異は存在しないと考えられる。『常陸國風土記』那賀郡茨城里条の説話において、神と人間女性との間に産まれた神の子である小蛇を安置したものが、小蛇の肉体的な成長に伴って、杯型土器から、より大型である甕型土器に換えられても、「神の子である蛇の安置」=「神の子の依代」としての機能には変りないわけである。

### (3)地方社会への人面墨書土器祭祀の導入

宮都における人面墨書土器祭祀の初源については、天平7(735)年から同10(737)年1月にかけてわが国において発生した天然痘の流行との関わりがすでに指摘されているところである(巽1996、金子2014)。

地方への人面墨書土器の波及も、天然痘の流行そのものが直接的に影響したか否かについては何ら判断する材料は遺されてはいないものの、当然のこと乍ら宮都における人面墨書土器祭祀を踏まえてのことと考えられる。

山路直充氏は、下総國府に人面墨書土器祭祀が導入される契機を、「天平末年から天平勝宝年間にかけての國府・国分寺造営を契機とした新たな國府の成立」にあると見ている。確かに、山路氏のこの見解は説得力を有するところであるが、宮都における人面墨書土器祭祀成立要因の一つと考えられる疫病流行が、地方社会へも相応の影響を及ぼしたと見るべきではないだろうか。

当該期の東国における天然痘パンデミックの状況は史料では全く確認することは出来ないものの、疫病の地方社会への拡大、あるいは直接の流行こそないにしても、宮都で猖獗を極めた疫病の被害情報の波及や、それへの恐怖などが地方官衙における人面墨書土器祭祀の導入に繋がったのではないだろうか。そして、それは中央政府の地方における出先機関である國府においてこそ、宮都のそれに倣って導入される場所として蓋然性が最も高いと言えるだろう。

### (4)仏像・仏面墨書土器出現の契機

先述したように、関東地方の集落遺跡からは仏像・仏面墨書土器が出土しているが、北下遺跡からも光背を負う如来形の仏の上半身が杯型の土器の体部外面に正位で描かれたものが出土している。同様に、光背を負う如来形仏画が杯型土器の体部外面に正位で描かれたものが、陸奥国府多賀城周辺都市遺跡である市川橋遺跡から検出されたSX1812河川跡から出土している。

宮都遺跡からは膨大な量の人面墨書土器が出土しているにも拘わらず、現在のところ、仏像・仏面墨書土器は1点も出土していない。この現状を鑑みるならば、今後も、宮都における祓に関わる人面墨書土器中に仏像・仏面墨書土器が混じって出土するようなことは、あったとしても例外的な事例であり、基本的にはあり得ないのでないだろうかと推測出来る。

しかしながら北下遺跡と市川橋遺跡と言う、國府の境界で行われた祓の祭祀、ないし國府域への疫神の侵入を防ぐための祭祀に伴う人面墨書土器中には仏面墨書土器が含まれている点をどのように考えるべきであろうか。単純に考えるならば、先述した通り、地方社会における中央政府の直接的な出先機関であり、主要官人が都から赴任してくる國府に在っては、宮都における境界祭祀と全く同じことが行われて良い筈であるにも関わらず、実

際には、宮都におけるそれとの間に相違点がある点をどのように考えるかが問題となってくる。

市川橋遺跡出土の光背を負う如来形仏画が体部に描かれた須恵器杯や、体部に四天王を表現したのではないかと考えられる四体の人物像が描かれた須恵器甕と土師器甕、眉間に白毫様の表現が見られる人面が体部に描かれた須恵器杯などについては土器そのものの年代観が報告書に明記されておらず不明な点もないわけではないが、北下遺跡出土の如来形仏画が描かれた杯は8世紀後葉～末の年代観が与えられており、関東地方の集落遺跡において仏面墨書き土器が出現するのとほぼ同時期である。しかしながら、関東地方の集落遺跡から出土する仏面墨書き土器の主体は、仏面・人面を伴わない文字のみが記された墨書き土器と同様、9世紀のものが主流であるので、国府周辺における境界祭祀から村落へ伝播していったと見るのが妥当であろう。

いずれにしても、宮都では現在のところ全く類例を見ない仏像・仏面墨書き土器が、国府周辺と集落とを問わず、如何なる要因で発生したのかという点が問題となろう。残念ながら、この点を明確に解明するための史・資料は、現時点においては皆無であるが、宮都において8世紀中葉に出現する祭祀具の一つである人面墨書き土器から派生したものであることは、まず間違いないところであろう。

以下はあくまでも憶測の域を出ないところではあるが、陸奥国府多賀城周辺の都市遺跡や下総国府の周辺に当たる北下遺跡において、本来、宮都への疫神の侵入の阻止、あるいは宮都の境界における祓に用いられた人面墨書き土器と共に、数こそ僅少であるものの仏像・仏面墨書き土器が存在することは、罪・過ちを悔い改めて利益を得ることを期する仏教行事としての悔過が、罪障や穢れを流すという祓の行為と結び付いてのことと考えることは出来ないだろうか。

わが国における悔過は、『日本書紀』皇極元(642)年7月戊寅条に祈雨のために行なったとあるのが史料上の初見である。天武朝末期の朱鳥元(686)年6月には、天皇の病気平癒を祈願して行われたことが、同じく『日本書紀』に見えている。天平11(739)年7月には『五穀成熟経』を転読して7日7夜全国諸寺で行なわれている。

薬師悔過の初見は『続日本紀』天平16(744)年12月壬辰条で、吉祥悔過は神護景雲元(767)年正月である。薬師・吉祥の2法はこの後諸寺において恒例行事となり、諸国でも行われた。阿弥陀悔過は天平13(741)年3月にすでに東大寺阿弥陀院で行事化していたことが知られ(『大日本古文書』五)、釈迦悔過は『濫觴抄』下に「大安寺釈迦悔過」とみえ、天長9(832)年には行なっていたようである。

言うまでもなく、陸奥国府多賀城の南東側には、「觀音寺」もしくは「觀世音寺」と称されていたであろう<sup>(12)</sup>多賀城廃寺が近接し、北下遺跡は下総国分寺が立地する台

地の東下至近の位置に在る。

多賀城「觀音寺」や下総国分寺・国分尼寺という各地域における第一級の寺院に近接した場所であるからこそ、国府域への疫神の侵入防止、あるいは国府域の境界における祓の祭祀において、罪・過ちを悔い改める仏教行事である悔過と容易に結び付けられて、仏面・仏像墨書き土器が出現したと考えられるのではないだろうか。仏像・仏面墨書き土器は、各国の国府において、須らく等しひみにといった状況ではないにせよ、まず、複数個所の国府周辺における祓、疫神祭祀において同時多発的に出現し、それぞれの地域の集落へと伝播していったと見ることが出来るのではないかというのが、現時点における仏像・仏面墨書き土器出現の契機に関する私の見通しである。

下総国内の古代集落遺跡からは、千葉県印西市西根遺跡から出土した9世紀前半の土師器杯の体部外面から底部外面にかけて正位で「丈マ春女罪代奉大神」と記されたもの、また「罪官」と記されたもの、同じく千葉県印西市の鳴神山遺跡出土した9世紀前半の土師器杯の体部外面に横位で「大国玉罪(以下欠)」と記されたもの、千葉県富里町久野高野遺跡出土の9世紀前半の土師器杯の体部外面に横位で「罪司進上代」と記されたもの、千葉県芝山町庄作遺跡から出土した9世紀前半の土師器壺の胴部外面に正位で人面と共に「罪ム国玉神奉」と記されたものなど、「罪」の文字を含む文言が記された墨書き土器の事例がいくつかある(笠生2012)。これらの墨書き土器は、恐らく、神祇祭祀的なもの、もしくは陰陽道祭祀的なもの、あるいは仏教的なもの、いずれなのかというように容易に分別して考えられるようなものではなく、それらが混然一体、あるいは不分明な、民衆層にとってはただひたすらに罪や穢れがわが身、わが家、わが地から離れ、平穡な日常生活が齋されることを願うためのものと見るのが妥当であろう。ただ、これらの墨書き土器に記された文言は、当時の村落社会に暮らした人々たちの間に「罪障」という概念が存在し、それを祓おうとする宗教行事が行われていたことを如実に示しているということが出来るのではないだろうか。

9世紀前半における坂東地域の村落社会の一部においては、すでに罪障を祓って平穡な日常を求めるという考え方方が浸透していたことから見るならば、当時の地方社会の人々の間で、神祇祭祀、あるいは陰陽道的な「祓」と、罪や過ちを悔い改めて利益を期する仏教行事としての悔過とが結び付くであろうことは、容易に想像出来るところと考える。

なお、先述した千葉県印西市西根遺跡河川跡出土の9世紀前半土師器杯体部から底部外面にかけて正位に「丈マ春女罪代立奉大神」と記された資料については、平川南氏は佐々田悠氏とともに、「丈部春女、罪の代わり、

大神に立て奉る」と釈読され、「冥界に召される前提としての、『罪』そのものから逃れようとする表現」と、延命祭祀と関連づけて解釈されている(平川・佐々田2006)。しかしながら、「罪代」とは「罪の代わりに」という意味ではなく、罪障を付して祓う形代と考えるべきであろう。すなわち罪や穢れを付して流す祓の祭具である人形や都城の人面墨書き土器と同様の機能を有する祭具(金子1985・1991・2000、三宅1995・2004)と考えられる。この点は、この土器が河川流路跡から出土したことによっても裏付けられよう。また、この西根遺跡出土多文字墨書き土器では、「罪代」を「立て奉る」対象は「大神」なのであるから、ここでいう「罪」とは、平川・佐々田両氏が解釈されたように、道教の冥界思想の影響をうけて中国で成立した仏教的冥界觀によるものとはみなしがたく、わが国の神祇思想による「天つ罪・国つ罪」の「罪」を指すのではないだろうか。

そのように考えることが許されるならば、まずは、祭祀・祈願の主体者たる「丈部春女」が、自らの罪障を大神に祓ってもらうことを期しての祭祀と考えるのが自然であろう。また、「罪代」を奉った対象が「大神」であるということを重視し、さらに時代背景を考慮するならば、多度神宮寺資財帳にみえるような、神身離脱して仏に帰依する神に対して、神自身が救済される手段として、神の「罪」を付して祓う形代を奉ったという意味に取ることすら可能なのではないだろうか。

なお、先述の、千葉県印西市鳴神山遺跡から検出された井戸状遺構(冰室かと考えられる遺構)から出土した9世紀前半代の土師器杯の体部外面に横位で「大国玉罪(欠損)」と墨書きされた資料についても、同様に考えられよう。

いずれにしても、以上のように、私には、これらの墨書き土器は、中国的な仏教思想を背景とする冥界觀に基づく延命祈願にかかわるものとは考えにくいように思われるるのである。

### おわりに

近年発見された、下総国府域の東の境界祭祀の場である北下遺跡出土の人面墨書き土器を中心に、これまで出土した陸奥、武藏、相模、越中、遠江の各國の国府周辺部において出土した人面墨書き土器の検討から、中央政府の地方における出先機関の周辺部境界において、宮都から下向して來た京戸たる官人たちによって執り行われたであろう祭祀において、以下のように宮都における祭祀形式そのままの状態で行われていたわけではなかったことが明らかになった。

この点は、地方社会において、宮都における祭祀様式が最もダイレクトに移入され、宮都における祭祀がそのままのスタイルで実施されたとして全く不自然ではない

国府周辺部という場において行われた祭祀としては、全く、予測に違うところであった。

- (1)宮都における人面墨書き土器では人面墨書き土器専用土器が使用されるケースが多いが、地方では皆無である。
- (2)宮都においては竈の形代が多く出土しているが、地方においては官衙と集落とを問わず竈の形代の出土は皆無である。
- (3)仏像・仏面墨書き土器は宮都では皆無ながらも、地方では存在する。
- (4)宮都から出土する人面墨書き土器には、現在までのところ文字が記されたものは皆無であるが、地方から出土する人面墨書き土器には文字が伴うものがある。
- (5)人面墨書き土器は、すべての諸国府における境界祭祀において用いられていたわけではなく、国府周辺にからの出土事例は、現段階においては限定的である。

このような宮都と地方における祭祀形態の差異の要因については、史・資料の制約が多く、まだまだ解明出来ない部分が大きい。

(1)の、地方では人面墨書き土器が使用されなかつた点については、宮都遺跡から出土する膨大な量の人面墨書き土器に比して、地方では数量の面では圧倒的に僅少であり、現段階において見る限り、人面墨書き土器祭祀は地方社会にはあまり深くは根付いたとは言い難かったのではないかと考へている。宮都のように専用土器を要るまでの需要が無かつたため、既製の甕型・杯型・椀型の土器が使用されたものと考えられる。

なお、富山県射水市南太閤山遺跡からは、宮都の人面墨書き土器専用土器を模倣した土器が1点出土しており、人面を描く土器の器形はかくあるべきとの認識が存在していた可能性は考へられるが、それには面相は描かれておらず、宮都における人面墨書き土器に対する概念とは異なるものと考えられる(富山県埋蔵文化財センター1985)。

(2)については、現時点ではその理由については全く不明である。今後の課題である。

(3)については、天子の居所たる宮都においては、神祇的ないしは陰陽道的な祭祀としての疫神祭、祓、道饗祭などは官人陰陽師たちによって、京内の河川や宮・京の境界等において、厳密な祭式に基づいて行われていたことであろうし、また、悔過は、京内のそれぞれの寺院において仏教の教義に基づいて厳修され、それぞれの分別が厳密且つ堅固であったと推測されるので、神祇祭祀的あるいは陰陽道的な祭祀とは安易に融合することがなかったことと推測される。それ故にこそ、宮都において仏像・仏面墨書き土器が生じる余地は無かったものと考え

る。

(4)については、以前から、東国の集落遺跡から出土する人面墨書土器には人面のみならず、文字や文言が伴うもののが存在していることが知られていたが、国府関連の祭祀に関わると見られる遺跡から出土した人面墨書土器では、陸奥国府多賀城周辺の市川橋遺跡・山王遺跡、武藏国府関連東京競馬場内遺跡、下総国府関連北下遺跡などから出土した人面・仏面・仏像墨書土器のように文字・文言が記されたものが見られる反面、相模国府関連四之宮遺跡群、越中国府関連北高木遺跡、遠江国府関連御殿二之宮遺跡等出土の人面墨書土器のように、文字・文言が記されない、人面のみが描かれたものも一方では存在しており、一元的ではない。

宮都における文字を伴わない人面墨書土器を使用した祭祀が地方へ伝來した直後においては、地方出土の人面墨書土器には文字を伴わず、地方において変質していく中で、文字のみが記されたごく一般的な墨書土器の影響を受けて、人面墨書土器にも文字が記されるようになったというような単純な図式で語れる訳ではなく、陸奥国府多賀城周辺市川橋遺跡では8世紀後半から、下総国府関連北下遺跡でも8世紀中葉末～後半の時点において、すでに、人面と共に文字が記されたものが出現している。

地方においては、人面墨書土器の出現時点から、その一部に、文字が記されたものがすでに混在しているのであり、そこに宮都と地方における人面墨書土器の明確な差異を看取することが出来る。

(5)については、集落遺跡においても墨書土器が全く出土しない遺跡と、大量に出土する遺跡とがあり、祭祀に際して土器に文字を記入するという「祭式」を受け入れた集落と、そうでない集落とが存在していたことが判明している。また、墨書土器の出土量自体も地域によってばらつきがあり、さらにはそれぞれの地域内においてさえも多寡がある。こうした、墨書土器の受容と不受容との関係と同根のものが、国府周辺部境界祭祀において人面墨書土器が伴う地域と、そうでない地域との間にも存在するのではないかと考えるところであるが、その内実については、現時点においては明らかにし難い。

なお、多賀城郭外都市遺跡群、越中国府域、武藏国府域、下総国府域、相模国府域、遠江国府域等においては、人面・仏面・仏像墨書土器と共に、ごく、一般的な、文字だけが記された墨書土器も多数出土している。このような、ごく一般的な墨書土器と共に出土した人面・仏像・仏面墨書土器との関係については、人面・仏像・仏面墨書土器の絶対量の僅少さから見るならば、それらに通有の墨書土器を上回るような卓越した用途・機能が付加されていたであろうことは容易に看取できるが、具体的なところについてはまだ不明な点が多い。

さらに、近年出土が相次いでいる、千葉県酒々井町飯

積山遺跡(9世紀)や埼玉県深谷市幡羅遺跡(7世紀)出土の土製人面刻書竈支脚(深谷市教育委員会編2010他)、あるいは埼玉県児玉町枇杷橋遺跡出土人面刻書紡錘車(8世紀、埼玉県遺跡調査会編1973)など、同時代における土器以外の人面・仏像・仏面墨書・刻書資料との関連の検討もなされなければならない。特に、埼玉県児玉町枇杷橋遺跡出土の人面刻書紡錘車を実見した際に、人面が刻書された部分を上から傷を付けて抹消しようとした痕跡が確認することが出来た。紡錘車に刻画された人面上から傷を付けて抹消する行為は、人面墨書土器の粉碎破壊行為に共通する目的・意味を示唆させる。関東地方集落遺跡出土の人面墨書土器は、多くの資料が堅穴建物跡の埋土中からの出土であるので、出土状態から確実にそれと指摘できる資料はほとんど無いが、一個体の破片数から類推して、明らかに祭祀の終了後に粉碎されたであろうと想定できるような資料も存在している。また、使用後の粉碎破壊が行われた資料は、人面を伴わない通有の墨書土器の事例でも決して少なくはない。祭祀終了後の人面墨書土器の取り扱いという点についても、資料の増加を待ちながら、今後の課題としていきたい。

## 注

(1) かつて私は、東日本出土の古代の人面墨書土器について

1、「東国集落遺跡出土の人面墨書土器についての一考察」(『神奈川地域史研究』16、神奈川地域史研究会、1998、のち『古代出土文字資料の研究』東京堂出版 2000に収録)

2、「人面墨書土器にみる恐れと祈り」(かみつけの里博物館編『顔・かお・KAO—異様な形相は魔除けの願い—』、1998)

3、「関東地方集落遺跡出土人面墨書土器再考」神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り－人面墨書土器からみた東国の祭祀－』、盤古堂、2004、のち『古代東国地域史と出土文字資料』、2006に収録)

4、「古代の人面墨書・刻書資料と仏面墨書・刻書資料」(帝京大学山梨文化財研究所編『古代考古学フォーラム2004 古代の社会と環境開発と神仏とのかかわり』、2004、のち『古代東国地域史と出土文字資料』、2006に収録)、

5、「関東地方集落遺跡出土人面墨書土器の再検討」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』、塙書房、2005、のち『古代東国地域史と出土文字資料』、2006に収録)、

6、「仏面・人面墨書土器からみた古代在地社会における信仰形態の一様相」(國立大學考古學研究會編『古代の信仰と社会』、六一書房、2005)の計6篇の論考を発表してきた。

東国集落遺跡出土の人面墨書土器の「饗應」機能に関してはまず笛生衛氏が想定され(笛生1986)、その後、平川南氏もその点を継承された上で独自の論を展開しておられ(平川1990・1996)、最近では荒井秀規氏も東国集落遺跡出土の人面墨書土器には杯型土器が多いという点から杯という土器の機能を重視された上で、供献された土器が空であるということは考えにくく、内容物が伴っていたことを想定しておられる(荒井

2003a・2004・2005b)。

私は、あくまでも「饗応」という側面を完全に否定しているわけではなく、疫神・祟り神・地獄の使いの鬼などを含めた意味においての「神仏」への「饗応」を目的として土器に内容物（供物）が伴う場合も存在したであろうし、また、一方で、後述するように、『常陸國風土記』那賀郡茨城里条の説話に、神の子の小蛇を杯に安置したという伝承がみられるように、神の依代として空の土器が供えられるケースも存在したと考えている。

(2) 人偏を共有した形で、「依」と「代」の文字を横並びにして組み合わせたような字形である。なお、本資料についてご教示を賜った糸川道行氏に深甚なる感謝の念を捧げる次第である。

(3) 倭途途姫命、心の裏に密に異ぶ。明くるを待ちて櫛箱を見れば遂に美麗しき小蛇有り。其の長さ大さ衣紐の如し。即ち驚きて叫び啼ぶ。時に大神恥ぢて、忽に人の形に化りたまふ(後略)。

(4) 茨城の里。(中略)時に、妹、室にありしに、人あり、姓名を知らず、常に就て求婚ひ、夜來たりて昼去りぬ。遂に夫婦と成りて、一夕に懷妊めり。終に小さき蛇を生めり。(中略)是に、母と伯と、驚き奇しみ、心に神の子ならむとおもひ、即ち、淨き杯に盛り、壇を設けて安置けり。一夜の間に、已に杯の中に満ちぬ。更、ひらかに易へて置けば、亦、ひらかの内に満ちぬ。此かること三四して、器を用いあへず(後略)。

(5) 『日本書紀』神武即位前紀

(前略)夢に天神有りて訓へて曰はく、「天香山の社の中の土を取りて、天平盃八十枚を造り、并せて嚴盃を造りて、天神地祇を敬祭り、亦嚴呪詛をせよ。如此せば虜自づからに平伏ひなむ」とのたまふ。天皇、祇みて夢の訓を承り、依りて行ひたまはむとす。時に弟猾、又奏して曰さく、「(中略)今し當に天香山の壇を取りて、天平盃に造りて、天社国社の神を祭りたまふべし。然して後に虜を撃ちたまはば、除ひ易けむ」とまをす。天皇、(中略)勅して曰はく、「汝二人、天香山に到り、潛に其の巔の土を取りて来旋るべし(後略)。」とのたまふ。(中略)二人其の山に至ること得て、土を取り来帰れり。是に天皇甚く悦びたまひ、乃ち此の壇を以ちて、八十平盃・天手抉八十枚・嚴盃を作りて、丹生の川上に陟り、用て天神地祇を祭りたまふ(後略)。

『住吉大社神代記』

一、天平盃を奉る本記

右、大神、昔皇后に誨へ奉りて詔り賜はく、「我をば、天香个山の社の中の埴土を取り、天平盃八十盃を造りて奉斎祀れ。又覲觀る謀あらむ時にも、此の如く斎祀らば、必ず服へむ。」と詔り賜ふ。古海人老父(中略)遣わして土を取り、斯を以て大神を奉斎祀る。(中略)斯に天平盃を造る。

(6) 宮城県多賀城市山王遺跡SD2000河川跡出土の9世紀前半の須恵器  
杯体部に人面と共に「室子女代千相収」と記されたもの及び、それと共に伴して出土した9世紀前半の須恵器杯体部に人面2面と共に「丈部弟虫女代千相収」と記されたものは、それぞれ人名十「代」十「千相を収む」と読むことが可能である。あくまでも一案ではあるが、「千相」は通音で「馳走」と考えることが出来るのではないだろうか。そのように解釈して良いとすれば、これらの人面墨書き土器についても、供献物を伴っていた可能性が考えられるのではないだろうか。ただし、「馳走」が「饗応」を意味する語例については、現時点では、平安末の『中右記』における記

述までしか遡り得ないことを付記しておく。

(7) 山路直充氏は、「甘魚」の語を人名と考え、「丈部国依」と丈部「甘魚」の2名による供献の可能性を考えておられる(山路2021a)。勿論、そのように考えることも出来ようが、従来の説の通り、「甘魚」の語を供献物と捉えることを完全に否定出来る訳ではない。

(8) この呪符木簡の例にみられるような水防や何らかの土木事業の際に人柱をたてるのみならず、祓の際に神に人間そのものが捧げられるケースには、

『日本書紀』天武10年(681)7月丁酉条

「(前略)大解除(中略)国造等各出二祓柱奴婢一口一而解除焉。」

『類聚国史』87、大同4年(809)7月甲子条

「(前略)因幡国人大伴吉成浮-二宿京下一、相-二替御贖官奴大風麻呂一。(後略)」

『延喜式』神祇・臨時祭式

「羅城御贖(中略)奴婢八人。」

『政事要略』26所引「多米氏系図」

「志賀高穴太宮御宇若帶天皇御世、(中略)天皇御命、贖乃人乎四方国造等献支(後略)」

などがある(三宅2004)。

(9) なお、この点を関和彦氏が言わるように「荒魂」の表現とみても、祭祀の主体者が女性であり、その顔を基にした表現であったとしても、顔面で表されるということは論理的にはあり得ることと言えよう。

ただ、私はあくまでも面相表現の基になったのは祭祀の主体者本人の顔であると考えており、「荒魂・和魂」ともに神の顔の表現とみる関氏とは意見を異にするところである。

なお、山路直充氏は、関氏が「荒魂」と「和魂」の表現と解釈された1個体の土器に2面の人面が描かれたものの一部について「阿吽」を表現したものと解釈しておられるが(山路2021a)、その当否については、如何とも判断し難い。私としては、山路氏が仰るような「阿吽」の表現ではなく「荒魂・和魂」の表現を見る関氏の説により説得力を感じる。

(10) 北陸地方の出土の人面墨書き土器は、現在までのところ新潟県から2遺跡3点、富山県から9遺跡30点、石川県から4遺跡4点が出土している。北陸地方出土の人面墨書き土器と東国の人面墨書き土器を比較すると、北陸の人面墨書きの方が整って丁寧に描かれているものが多いという特徴がある(荒井2021)。

富山県では、仏面墨書き土器は、越中国府祭祀場と考えられる大島町の北高木遺跡から2点と、射水郡家の祭祀場と考えられる高岡市の石名瀬A遺跡から2点が出土している(堀沢2013、荒井2021)。北陸地方における仏面墨書き土器の出土は、現在のところ富山県のみに限定されている。

なお、良く知られている様に、越中国の隣国である能登国には渤海使が来着し、越中国にも渤海使来着の可能性が想定され、『日本後紀』大同5(810)年5月丙寅(27日)条には、渤海国からの使節団から脱した渤海国人を越中国の史生への渤海語指導に当らせたとする記事がある。さらにそれを遡る宝亀11(780)年7月には、北陸道諸国に「賊」(新羅)の来襲に備えて、遅れている軍兵の強化・鍛錬し(『続日本紀』宝亀11年7月戊子(26日)条)、『日本三代実録』貞觀8(866)年11月17日条には、北陸道から山陰道にかけての地域に、新羅から

の来襲に備え、疫病への備えを強化するよう命じられたことが見えるなど、能登・越中両国は、古代において渤海・新羅と日本との境界と意識され、日本海対岸の異国からの疫神侵入防止を願った国家的な祭祀が行われてきた場所でもあった（荒井2021）。

北陸地方出土の人面・仏面墨書き土器には、国府域や郡家域における境界祭祀に止まらず、国家的な境界祭祀の祭具としての侧面を有していたものが存在した可能性があると考えられる。

(11) 山路直充氏は、下総国府からは「右京」、「都」等と記された墨書き土器が出土しており、国府周辺の都市部を含んだ国府域が「京」として認識されていた可能性があると見ておられる(山路2019)。下総国府の国府域を仮に「左京」「右京」に分けると、下総国府が所在した現・市川市国府台地区に当たる西側の台地が「右京」側と、国分寺・国分尼が所在した現・市川市国分台地区に当たる東側の台地が「左京」側となり、その間を小河川が流れている。この範囲を国府域と見るならば、北下遺跡において人面墨書き土器、墨書き土器、木製祭祀具、動物遺存体等が出土した旧・国分川流路は国府の東端に当たっており、祭祀関連遺物の出土は、国府の境界祭祀に関わるものと想定出来ること。また、この国分川旧河道から出土遺物は、出土土器の年代観から8世紀第2四半期、特に8世紀後半以降に増加していることが看取出来るので、国分寺・国分尼寺の造営によって国府域が東側に拡大し、それに伴って北下遺跡の地に国府域東の境界祭祀を行う祭祀場が設定されたと考えられること。出土土器の器種に官衙で使用される機種が含まれ、9世紀初頭頃までの墨書き土器に下総国内の郡郷名が記されたものが多く含まれていること。出土した、祭祀に当たって使用されたとみられる白木弓に、貞觀2(860)年に下総介に任じられた神門氏成を示すと考えられる「神門朝臣 奉」の文字が刻書されていたこと。以上、山路2021aによる。

(12) 多賀城廃寺の寺名は史料上には一切見えず、従来、不明であった。ところが、1984年に宮城県多賀城市山王遺跡において検出された多賀城南面街区の幹線道路である「東西大路」脇の土坑から出土した約200点の10世紀頃の杯型土器(燈明器)の中の1点に、体部外面に正面で「觀音寺」と墨書きされたものがあった。これらの土器は、多数の燈明を灯して祈る仏教法会である「万灯会」に使用され、その後、一括廃棄されたものと考えられている。多賀城下におけるこのような大規模な仏教法会は、多賀城の附属寺院である多賀城廃寺が主宰したと推測されることから、「觀音寺」は多賀城廃寺の寺名を示す可能性が高いと考えられるようになった。なお、出土地点は多賀城廃寺の約2km西側に当たる。

古代において、「觀(世)音寺」という寺名を有する寺院は決して特異なものではなく、大宰府の他にも平城京、出羽国、信濃国、山背国等にも存在していたことが史料等から明らかになっている。大宰府觀世音寺がしばしば「觀音寺」と称されていたことから見れば、律令国家の西辺を統括する拠点の大規模地方官衙・大宰府に対置される、東北辺を統括する拠点の大規模地方官衙である多賀城にも、「觀音寺」もしくは「觀世音寺」と称される寺院が存在していたことの蓋然性は高いと考えられる。なお、大宰府觀世音寺と多賀城廃寺の伽藍配置が同一である点も、多賀城廃寺が大宰府觀世音寺に倣って造営されたことを示唆するようで、多賀城廃寺=觀(世)音寺説を補強するように思われる。

## 引用参考文献

- 明石 新 2005 「神奈川県出土の人面墨書き土器について」(『神奈川地域史研究』23、pp.65～68)
- 荒井秀規 2004 「人面墨書き土器の使用方法をめぐって」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂、pp.79～84)
- 荒井秀規 2005 「神に捧げられた土器」(栄原永遠男編『文字と古代日本4 神仏と文字』、吉川弘文館、pp.10～37)
- 荒井秀規 2021 「北陸の人面墨書き土器と東國の人面墨書き土器」(『富山市考古資料館紀要』40、pp.1～14)
- 荒木志伸 2005 「東北地方の人面墨書き土器—その分布と出現の背景—」(『東北芸術工科大学紀要』12、pp.78～95)
- いわき市教育委員会編 2001 『荒田目条里遺跡』
- 印旛都市文化財センター編 2000 『佐倉市八木山ノ田遺跡(第2次)』
- 上村和直 1992 「人面土器制作技術の検討」『長岡京古文化論叢』II、三星出版、pp.49～56.
- 上村和直 1994 「都城出土人面土器に関する2、3の問題」(『文化財学論集』、pp.723～734)
- 大河原竜一 2018 「古代砺波郡の墨書き土器について」(『高志の国文学館紀要』2、pp.3～24)
- 岡田精司 1992 「神と神まつり」(石野博信編『古墳時代の研究12 古墳の造られた時代』、雄山閣、pp.125～142)
- 大竹憲治 1985 「関東地方出土の人面墨書き土器小考」(『史館』18、史館同人、PP.86～96)
- 大竹憲治 1986 「墨書き人面土器雑考—古代東北地方の資料を中心に—」(『福島考古』27、福島県考古学会、pp.65～71)
- 大島町教育委員会編 1995 『北高木遺跡発掘調査報告書』
- 小原子遺跡調査会編 1990 『小原子遺跡群』
- 神奈川地域史研究会編 2004 『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂
- 神奈川地域史研究会編 2005 「シンポジウム「古代の祈り－人面墨書き土器からみた東国の祭祀」討論要旨」(『神奈川地域史研究』23、神奈川地域史研究会、pp.40～64)
- 鐘江宏之 2002 「木簡・呪符・人形」(『陰陽道の講義』、嵯峨野書院、pp.309～330)
- 金子裕之 2014 『古代都城と律令祭祀』、柳原出版
- 御殿・二之宮遺跡調査会編 1995 『御殿・二之宮遺跡第6次発掘調査報告書』
- 近藤 謙 2009 「古代の四天王信仰と境界認識」(『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』5、pp.5～23)
- 埼玉県遺跡調査会編 1973 『枇杷橋遺跡発掘調査報告書』
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団編 1998 『北島遺跡』IV
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団編 2002 『八木崎遺跡』
- 笹生 衛 2005 『神仏と村景観の考古学』、弘文堂
- 笹生 衛 2012 『日本古代の祭祀考古学』、吉川弘文館
- 鈴木敏中 2004 「遠江・駿河・伊豆の人面墨書き土器一箱根田遺跡を中心としてー」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂、pp.15～36)

- 須田 勉 2005 「古代村落寺院とその信仰」(国士館大学考古学研究会編『古代の信仰と社会』、六一書房、pp.35～37)
- 関 和彦 1996 『出雲国風土記とその世界』、日本放送出版協会
- 関 和彦 2004 「神と『面形』墨書き土器」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂、pp.85～89)
- 田中勝弘 1973 「墨書き人面土器について」(『考古学雑誌』58-4、pp.1～27)
- 高岡市教育委員会編 2012 『石名瀬A遺跡発掘調査報告』
- 高島英之 2000 『古代出土文字資料の研究』、東京堂出版
- 高島英之 2005 「仏面・人面墨書き土器からみた古代在地社会における信仰形態の一様相」(国士館大学考古学研究会編『古代の信仰と社会』、六一書房、2005、pp.131～155)
- 高島英之 2006 『古代東国地域史と出土文字資料』、東京堂出版
- 多賀城市教育委員会編 2003・2004 『市川橋遺跡—城南土地区画整理事業に係る発掘調査報告書』II・III
- 巽淳一郎 1993 「都城における墨書き人面土器祭祀」(『月刊文化財』363、第一法規出版、pp.30～35)
- 巽純一郎 1996 『日本の美術361 まじないの世界2 歴史時代』、至文堂
- 田村言行・水野正好 1978 「千葉県江原台遺跡発見の人面墨書き土器とその世界」(『月刊文化財』昭和53年1月号、第一法規出版、pp.42～46)
- 千葉県文化財センター編 1984 『八千代市権現後遺跡』
- 千葉県文化財センター編 1985 『八千代市北海道遺跡』
- 千葉県文化財センター編 1991 『八千代市白幡前遺跡』
- 千葉県文化財センター編 1999 『印西市鳴神山遺跡・白井谷奥遺跡』
- 千葉県教育振興財團文化財センター編 2011・2014・2017 『東京外かく環状道路埋蔵文化財発掘調査報告書』3・6・11
- 露口真広・橋本義則 1994 「1993年出土の木簡—奈良・藤原京跡右京九条四坊」(『木簡研究』16、pp.40～45)
- 帝京大学山梨文化財研究所編 2003 『古代考古学フォーラム2003 古代の社会と環境 遺跡の中のカミ・ホトケ』。
- 帝京大学山梨文化財研究所編 2004 『古代考古学フォーラム2004 古代の社会と環境 開発と神仏とのかかわり』
- 取手市埋蔵文化財センター編 2020 『取手市埋蔵文化財センター開館20年記念・第47回企画展 古墳から律令の時代へ-取手市の奈良・平安時代の遺跡-』
- 富永樹之 2005 「神奈川県における奈良・平安時代の祭祀遺構と遺物」(『論叢古代相模—相模の古代を考える会十周年記念論集—』、相模の古代を考える会、pp.51～84)
- 富山県埋蔵文化財センター 1985 『都市計画街路七美・太閤山・高岡線内遺跡群発掘調査概要(3)』
- 秀平文忠 2005 「『日本靈異記』にみる仏像觀—平安初期彫刻の素材に関する一考察—」(笠井昌昭編『文化史学の挑戦』、思文閣出版、pp.71～86)
- 日高町教育委員会編 2004 『わたしたちのまち但馬-木簡からみた古代の但馬』
- 平川 南 2000 『墨書き土器の研究』、吉川弘文館遺跡群
- 平川 南 2005 「人面墨書き土器と海上の道」(『神奈川地域史研究』23、pp.22～39)
- 平川南・佐々田悠 2006 「角田台遺跡出土の多文字墨書き土器」(千葉県教育振興財團編『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書18 本埜村角田台遺跡(弥生時代遺構)』、pp.181～184)
- 平塚市教育委員会編 1992 『天神前・桜畠遺跡他』
- 平塚市教育委員会編 1993a 『新町遺跡他発掘調査報告書』
- 平塚市教育委員会編 1993b 『山王B・稻荷前A遺跡』
- 平塚市編 2001 『平塚市史別編 平塚市内の墨書き・刻書き土器』
- 平野 修 2004 「中部日本における人面墨書き土器の様相」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂、pp.51～60)
- 藤岡孝司 2004 「房総地方の人面墨書き土器」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂、pp.37～50)
- 府中市教育委員会編 2002 『武藏国府関連遺跡 東京競馬場発掘調査概報』1
- 堀沢祐一 2000 「越中国の律令祭祀具と官衙遺跡」(『続文化財学論集』、pp.339～348)
- 堀沢祐一 2005 「越中国における律令祭祀具と墨書き土器について」(『大境』25、133～142)
- 堀沢祐一 2009a 「日本海沿岸の古代祭祀—古代越中国を中心として—」(『日本海文化研究所公開講座平成20年度記録集 祭りと信仰からみた日本海文化』II、pp.9～14)
- 堀沢祐一 2009b 「越中国から見た人面墨書き土器」(『考古学と地域文化—山典還暦記念論集』、pp.128～142)
- 堀沢祐一 2013 「古代越中国の人面墨書き土器」(『高岡市万葉歴史館紀要』23、pp.1～14)
- 堀沢祐一 2018 「諸国での人面墨書き土器出土状況」(富山市教育委員会埋蔵文化財センター編『富山市の遺跡物語』19、pp.38～44)
- 堀沢祐一 2019 「続・顔のない人面墨書き土器」(富山市教育委員会埋蔵文化財センター編『富山市の遺跡物語』20、pp.28～35)
- 三上喜孝 2013 『日本古代の文字と地方社会』、吉川弘文館
- 三島市教育委員会編 2003 『箱根田遺跡』
- 水野正好 1978 「まじなひの考古学・事始」(『どるめん』18、pp.18～22)
- 水野正好 1982 「人面墨書き土器—その世界—」(福岡市立歴史資料館編『古代の顔』、pp.50～55)
- 水野正好 1985 「招福除災—その考古学—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』7、pp.291～322)
- 宮城県教育委員会編 1996 『山王遺跡』III
- 宮城県教育委員会編 2001 『市川橋遺跡の調査』
- 三宅和朗 1995 『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館
- 三宅和朗 2004 「律令期祭祀遺物の再検討」(三田古代史研究会編『政治と宗教の古代史』、慶應義塾大学出版会、pp.71～105)
- 望月 芳 2004 「南鍛冶山遺跡と人面墨書き土器」(神奈川地域史研究会編『シンポジウム古代の祈り 人面墨書き土器からみた東国の祭祀』、盤古堂、pp.11～14)

## 研究紀要40

- 山形県埋蔵文化財センター編 1984 『俵田遺跡第2次発掘調査報告書』
- 山形県埋蔵文化財センター編 1992 『山海窯跡群第2次 山楯7・8遺跡発掘調査報告書』
- 山路直充 2020a 「古代の人面墨書き土器—房総の事例から考える—」(明治大学研究クラスター国際古代学研究所編『国際学術研究会 交響する古代X 第1回予稿集』、pp.30~51)
- 山路直充 2020b 「人面墨書き土器からみた下総国府と印旛郡」(『千葉史学』76、pp.86~95)
- 八千代市教育委員会編 1998 『上谷遺跡から見つかった二つの人面土器』
- 八千代市教育委員会編 2001・2003 『千葉県八千代市上谷遺跡』第一分冊・第二分冊
- 柳澤和明 2011 「国府多賀城の祭祀」(『東北歴史博物館研究紀要 12』、pp.29~54)
- 山近(鬼塚)久美子 1996 「人面墨書き土器からみた古代における祭祀の場」(『歴史地理学』38-5、pp.19~37)
- 山近(鬼塚)久美子 1997 「古代の人面墨書き土器出土地の考察」(『奈良女子大学大学院人間文化研究科年報』12、pp.41~54)
- 山近久美子 2005 「都城における人面墨書き土器—平城京を中心に—」(『神奈川地域史研究』23、pp.69~71)

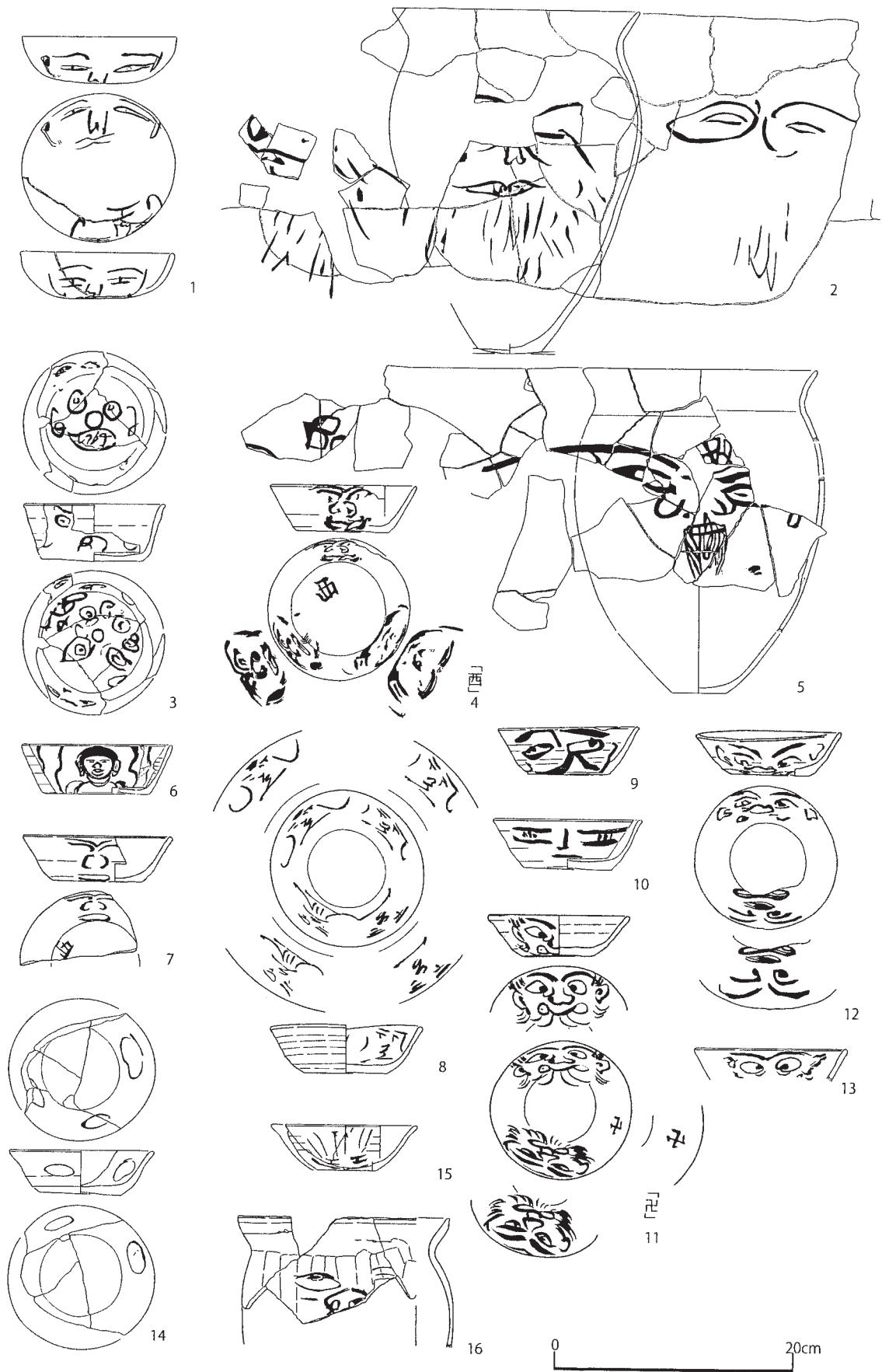


図1 北下遺跡出土の主な人面墨書き土器

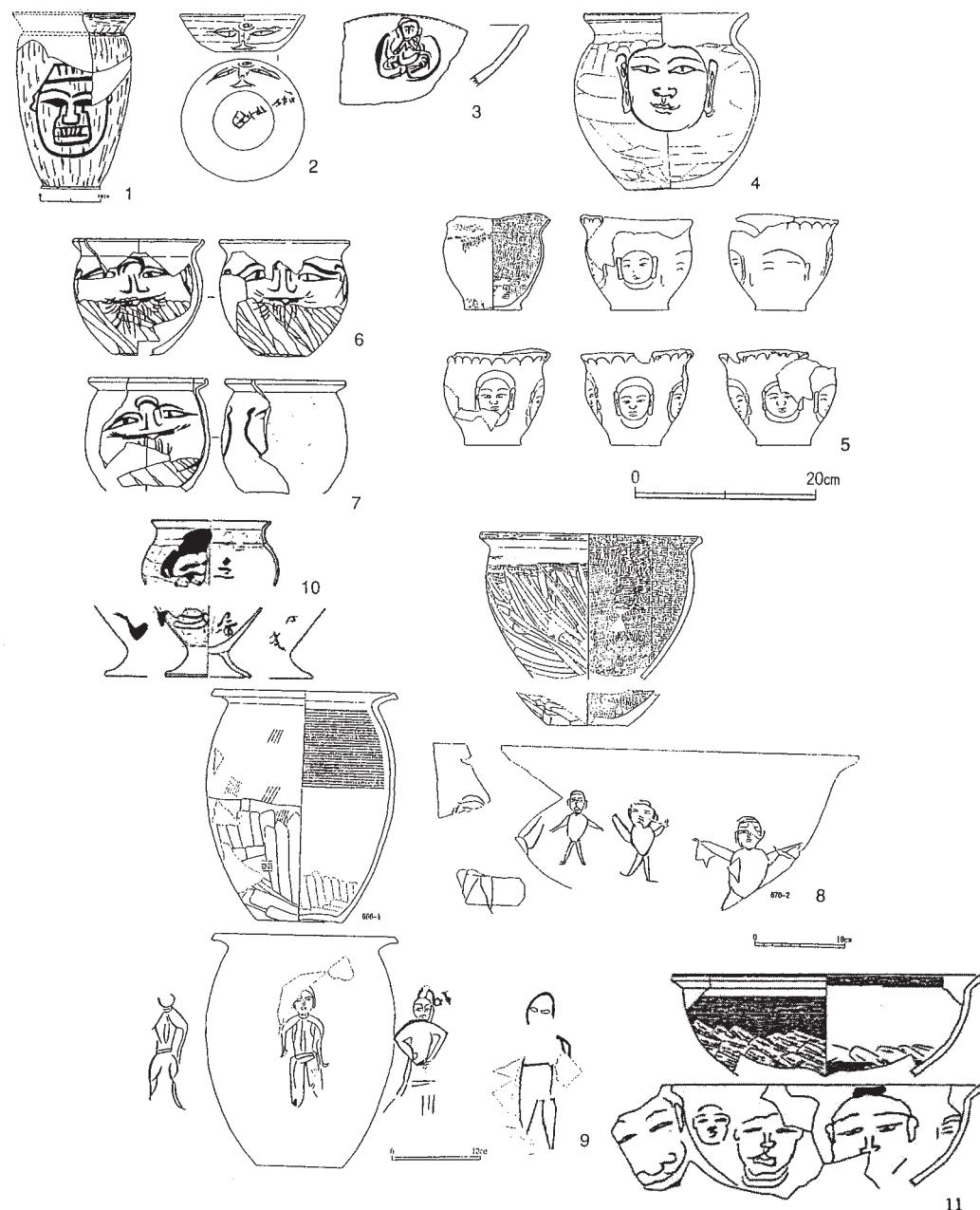


図2 仏像・仏面墨書き土器

1. 宮城県栗原市沢辺遺跡 2・3・8・9. 宮城県多賀城市市川橋遺跡 4. 千葉県佐倉市八木山ノ田遺跡、5. 静岡県三島市箱根田遺跡、6・7. 富山県大島町北高木遺跡、10. 東京都府中市武藏國府関連東京競馬場内遺跡、11. 富山県高岡市石名瀬遺跡